

第 1 回 川崎市自治推進委員会 議事録

日 時 平成 19 年 2 月 7 日（水） 午後 6 時 30 分から 8 時 30 分

場 所 市役所本庁舎 2 階特別会議室

参加者 牛山久仁彦、梅本真理子、小島聡、竹井斎、矢島尚、吉田彩（以上、川崎市自治推進委員）
阿部孝夫市長

三浦淳総合企画局長

太田直部長、土方慎也主幹、荻原圭一副主幹、菊地一恵主査、西山文職員、野和田将太職員
阿部浩二主査、白石尚職員（以上、総合企画局自治政策部）

瀧峠雅介総務局市民情報室長

斉藤睦、福田敬（以上、地域総合研究所）

傍聴人 1 名

- 次第
- 1．委嘱状の交付
 - 2．市長あいさつ
 - 3．委員紹介・事務局紹介（資料 1）
 - 4．自治推進委員会設置要綱の確認（資料 2）
 - 5．委員長・副委員長の選出及びあいさつ
 - 6．自治推進委員会の調査審議にあたって（資料 3、資料 4、資料 5、資料 6）
 - 7．自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について（資料 7）
 - 8．その他

司会：自治政策部主幹（委員長決定後は、委員長が担当）

開会（自治政策部主幹）

会議公開の確認と委員の了承。

1．委嘱状の交付

市長から各委員に委嘱状を交付。

2．市長あいさつ

川崎市長の阿部です。委員の皆様方、本日はご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。またこの度は、川崎市自治推進委員会の委員にご就任いただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。

この自治推進委員会は、自治基本条例第 33 条の規定に基づきまして、「市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議する」ために設置するものでございます。川崎市では、平成 17 年 4 月に自治基本条例が施行されて以降、区民会議を設置してまいりました。また、パブリックコメント手続条例を制定しました。この 4 月からは、パブリックコメント手続を条例に基づいて実施する予定になっております。そして、自治基本条例に書いてあります「住民投票制度」につきましては、現在、検討を行っている最中でありまして、平成 19 年度内には、できる限り議会に提案できるようにし

ていく予定でございます。

以上のように、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりを三本柱のひとつとして進めております。第一番目が行財政改革の断行、二番目が新総合計画に基づく明るい元気なまちづくり、そして、三番目として自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりということでございます。「市民本位のまちづくり」は、三本柱の一つで、すでに自治基本条例という枠組ができていますけれども、それを具体化する制度として、いくつかの取組を行ってきたわけでございます。そして、条例に基づくいろいろな制度を、一つひとつ実現してきて、この自治基本条例そのものの運用についてご意見をいただくということで、この自治推進委員会が設けてあるわけでございます。

本委員会では、こうした取組の内容や課題等について十分審議していただくとともに、特に第1期目の委員会でございますので、自治基本条例に基づく市の取組状況を広く情報発信し、市民と共有していくための効果的な手法のあり方、考え方等について、ご提言をいただければと考えている次第であります。

区民会議については、選挙による委員の選任というようなことをしておりません。したがって、知る人のみぞ知るといった、一般の方々にはあまりなじみがないという状況でございますので、こういった新しい自治の基本的枠組について多くの市民の方々に知っていただくことが必要でございます。ぜひともその効果的な手法等についてご意見を賜ればと、そのように思う次第でございます。

昨年、国においては、地方分権改革推進法という法律が成立しまして、第2期の地方分権改革が始まっておりますけれども、そういう中で、本市がより一層自立的な行財政運営を行っていくために、自治基本条例に基づく取組をしっかりと進めていく必要があるかと思っております。まさしく地方分権時代における、川崎市内の民主主義の実現ということでございます。

このような状況の中で、本委員会に精力的に調査審議をしていただくことが、自治基本条例の推進につながり、最終的には、市民の方々にとって暮らしやすい地域社会の実現に結びつくものと考えております。

委員の皆様方におかれましては、来年の春頃までの長丁場になると思っておりますけれども、学識者の委員の方々にはそれぞれ専門的な見地から、また、市民委員の方々には、それぞれが実践されている身近な地域における活動経験等を活かしていただき、是非、活発なご審議をお願いいたします。

以上、本委員会の調査審議に当たってのお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうぞこれからよろしく願いいたします。

3. 委員紹介・事務局紹介

自治政策部主幹 各委員の皆様のご紹介に移させていただきます。恐れ入りますが、各委員の皆さまに自己紹介という形をお願いしたいと存じます。それぞれご自分の活動の内容とか、委員会への抱負を含めて自己紹介という形をお願いできればと思います。資料1に委員名簿もございますので、あわせてご参照いただければと思います。

牛山委員 明治大学で自治体経営論という科目を担当しております。地方自治の研究をしておりますので、自治体における職員の研究、川崎市では市民活動推進委員会で市民活動の皆様とさまざまな議論をしています。どうぞよろしく願いします。

小島委員 法政大学の小島です。自治基本条例の策定過程で、検討委員会の副委員長をさせていただきます。

ました。その後、自治基本条例にもある政策評価ということで、責任を負わされたという形で、政策評価の委員もさせていただいております。さらに環境局で策定している多摩川プラン。これも川崎市の21世紀のまちづくりにとっては大きなものですが、その策定にもかかわらせていただきました。自治基本条例をつくるプロセスでかかわらせていただきましたが、これがどう動いていくのか改めて皆さんとともに審議し、有効な提言をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

矢島委員 矢島といいます。多摩区と麻生区に住んで37年たちますが、縁があって、世田谷区の方で長いこと地域活動をしてきました。世田谷ボランティア協会というものがあるのですが、地域活動を世田谷区としていかに進めていくとか、多摩川を愛する会というボランティア団体で川の掃除をしたり、これも30年ほどやっています。ふと考えてみますと、歳も歳ですし、地元で役立つことをやるべきじゃないかなと思いついたところ、この話をいただきまして、ぜひお役に立てるものであればお役に立ちたいということで参加しました。本職といいましょうか仕事はPR関係の仕事をしているので、そういった経験、知識が少しでも役に立てれば幸いです。よろしくどうぞ指導をお願いいたします。

梅本委員 はじめまして。現在、麻生区に住んでいます。私は、北九州市に生まれ育ち、大学生のころから国際交流活動を17年ほどやりました。その中で総務庁主催の世界青年の船に2か月半参加しました。その経験を生かして、北九州市の国際交流協会や福岡県や国の交流事業に携わってまいりましたが、平成7年度は総務庁からデンマーク団の副団長という委嘱をいただき、約1か月間10人のメンバーでデンマークを訪問しました。その後、国の青年国際交流事業既参加青年の事後活動組織で、福岡県の代表をさせていただきました。それがメインの社会活動です。

仕事は6年ほど民間の電気メーカーに勤め、その後国際交流の経験を買われ、北九州市とアメリカのペンシルベニア大学が協同で設立した国際東アジア研究センターの事務局の仕事をしました。そこで、私にいただいた最初の大きな仕事は、センターの事業概要を作ることでした。その経験から、行政サイドから市民に情報を発信することの大切さを教えられたと思っています。その後、賛助会員制度を作り、市民の方にも、研究は難しいと思われることが多いのですが、皆様に研究成果を発表して、身近な問題として市民参加していただけるように努めてまいりました。

結婚後は東京の八王子に越し、2年前に麻生区を永住の地として転入してきました。子育てを通じて子どもたちのサークル活動、PTA活動をがんばっているところです。マンション住まいのため、子どもたちがたくさんいます。友達と相談して幼児サークルを立ち上げ、月一回子どもたちとお母さんのネットワークづくりのために、保健福祉センターの方や区役所の方にアドバイスをいただき活動をしています。それと同時に情報がほしいという人がたくさんいますので、麻生区役所に定期的に出かけ、行政のパンフレット類を入手、掲示するコーナーを作りました。そこでも、まちづくりや区民会議、自治基本条例のPRについては、パンフレット類をファイリングして見ていただけるようにしています。よろしくお願いいたします。

竹井委員 中原区に住んでいます。ずっと中原区のまちづくり推進委員会等の活動をしています。最近、武蔵小杉駅周辺の再開発で大きなマンションがどんどん建ちますので、その辺のエリアマネジメントをどうしようといったことにもかかわっています。自治基本条例関連では、小島先生と一緒に検討委員会に参加させていただき非常に勉強になりました。その後も、住民投票制度の検討委員会に参加させていただきました。自治基本条例の検討委員会の中で、条例をつくるだけでなく何らかの形で市民を含めて、条例の運用、またはどう使われるかを見ていく必要があるだろうというこ

とで、そのための審議会をつくったらどうかという話が出ました。その経緯を踏まえてまたかかわることができて、非常に期待といたしますが、責任を感じています。

先日の日曜日に検討委員会の有志が集まり、自治基本条例フォーラムを開催しました。まだ、自治基本条例は、あまり知られていないといたしますが、もちろんよく知っている人もいますが、よくわからないという人もいました。条例をよくわかってもらうあたりから、この推進委員会でも考えていければいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

吉田委員 現在は高津区に在住しています。普段は、高津区まちづくり協議会で市民活動を行っています。前回の自治基本条例検討委員会でも委員をさせていただきました。自治基本条例ができあがり、自分の市民活動とうまく合わせて条例を発展させていきたいと思いつつも、日頃の活動との接点が見出せません。つくったけれども本当に活かされているのか、という疑問がありました。今回、自治推進委員に就任させていただく機会を得まして、改めて自治基本条例を見てみると、区民会議の設置や住民投票制度など、この基本条例がいかにかさまな条例の根底にあるのかがわかり、もっと発信していかなければならないと感じている次第です。どうぞよろしくをお願いします。

自治政策部主幹 次に事務局を紹介します。

総合企画局長 総合企画局長の三浦です。このたびは委員にご就任いただき、ありがとうございます。総合企画局には二つの部がありまして、都市経営部と今回事務局を担当する自治政策部の二つになります。都市経営部は総合計画を所管している部署になります。あるいは、今日も参考までにパンフレットを用意しましたが、スポーツを通じたまちづくりということで、今年の7月7日にアメリカンフットボールをやりますが、これにはいろいろな部署がかかわるということで、私どもが事務局をしています。また、ドラえもんの展覧会が市民ミュージアムで開催されていますが、生田緑地の中に藤子・F・不二雄ミュージアムを作るという計画がありまして、こういったことも環境の部署や教育委員会など市のいろいろな部署がかかわる形で行っております。

自治基本条例に基づくまちづくりということでは、平成17年に条例が施行されて、ちょうど2年ほどたちました。条例に携わった方はもちろん、仕組みをいろいろな形で構築してきてはいますが、仕組みがきちんと動いていくのかどうか、2年、3年目に入った時期に、もう一度きちんとチェックをかけてみようということと、先ほどから話がありましたが、なかなか、区民会議をはじめとして、どこまで市民の方に理解されているか、周知されているか、市民の生活にとって、非常に大きな仕組み、仕掛けだと私どもは思っているわけですが、職員を含めてどこまで理解されているか、まだまだある意味ではこれからなのかなと考えています。

ぜひそういった意味では、この委員会の中で、ある意味ではエキサイティングなご意見をいただき、川崎でのこの取組が全国のモデルとなり、さらに、日本の中でいろいろな課題がありますが、大都市の中で自治というのはこういった形になるのか、そういった意味のモデルとなるようなことができるよといと、やや気負いもございますがそのように思っております。

ぜひそういった意味で、皆様方のご意見をいただければと思います。長丁場になりますが、よろしくをお願いします。

自治政策部長 自治政策部長の太田です。よろしくをお願いします。

総務局市民情報室長 総務局の市民情報室の瀧崎と申します。市民情報室では、今日の資料にもございますが、パブリックコメント手続条例を正式にはこの4月から施行しますが、その運用を担当するセクションです。市長への手紙やメールによる広聴、また、コンタクトセンターを設置して、電話での問合せになるべくワンストップでお答えしていこうということで、一昨年11月から開設して

いますが、その運用についても担当しております。さらに、報道機関と市の伝達窓口も担当しています。

自治政策部主幹 次に、事務局職員の名前を読み上げて紹介します。自治政策部の荻原副主幹、西山職員、菊地主査、阿部主査、白石職員、野和田職員です。また、今回事務局の補佐をしていただく地域総合研究所の斉藤さん、福田さんです。

4．自治推進委員会設置要綱の確認

事務局（西山職員）から「資料2 自治推進委員会設置要綱」を説明。

5．委員長・副委員長の選出及びあいさつ

自治政策部主幹 設置要綱の第5条に基づき委員長、及び副委員長の選出を行いたいと思います。同条では、説明にありましたように、委員長、副委員長は委員の互選により定めるということで、まず委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員の互選ということですが、委員の皆様いかがでしょう。もしよろしければ、事務局としましては、この間、川崎市自治基本条例の制定にご尽力いただきありがとうございました小島委員にお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

一同 賛成。

自治政策部主幹 それでは小島委員、委員長ということでよろしく願いいたします。

小島委員長 この委員会は第1期ということで、何をやっていくのかということ自体を模索しながらということになるかと思えます。もちろん、おおよそ大体こういった役割ということはあるんですが、最初の第1期ということで、この委員会の役割をいろいろ模索しながら、条例に基づく委員会ですから、第2期、第3期へと繋いでいければと考えておりますので、よろしく願いします。

自治政策部主幹 それでは、今後の進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。

小島委員長 それでは、さっそく次に進みたいと思います。要綱にもございますが、私と共に委員会の進行を担っていただく副委員長を決めたいと思います。先ほどの説明がございましたように、委員の互選ということになっておりますが、私が不在の際に副委員長に委員長としての職務を代行していただくこととなりますので、できましたら牛山先生をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

一同 賛成。

小島委員長 それでは、牛山先生に副委員長をお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

牛山副委員長 副委員長ということですが、委員長は大変お若いしお元気ですし、事故もないと思いますので、皆様と同様活発な議論の中で、委員長をお助けしていきたいと思えます。

自治政策部主幹 大変恐れ入りますが、市長がこの後他の用件がございまして、ここで退席をされます。

小島委員長 これからもまた市長とはいろいろな形でお話をさせていただくと思えますが、ご退席の前に一言お願いいたします。

市長 本当にありがとうございました。委員長、副委員長さんが決まりましたので、お二人を中心にし

て活発な議論をしていただき、全体としていい方向に向かうように期待をしております。皆様方の負担にならない程度で、ご意見はたくさん出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(市長退席)

6. 自治推進委員会の調査審議にあたって

小島委員長 自治推進委員会の調査審議にあたって、事務局より資料の説明をお願いします。

(事務局(西山職員)から、配布資料3、4、5、6の説明後、意見交換)

小島委員長 資料3の委員会の目的・役割・設置要綱、調査審議事項・検討スケジュール、自治基本条例の制定後どのような制度が構築されてきたかの3点の説明がありましたが、何か質問、確認はございますか。もちろん今日だけでなく、今後も出てくると思いますが、今の説明で何かございませうでしょうか。あるいは先ほどの設置要綱に関する質問でも結構です。

自治政策部主幹 補足説明させていただいてよろしいでしょうか。資料3については、目的と役割ということでこうやってまいりたいと思っております。2枚目のスケジュールをご覧いただきたいと思いますが、全部で7回という形で、その中で委員会としての報告書のとりまとめをしていくという考え方で案を提示しております。特に、第2回目は3月29日ということで、主な内容の中に「区民会議を中心に検討する」とありますが、事務局として想定しているのが、区民会議自体は今年度から条例に基づいて本格的に実施されており、実際に進めている各区の、例えば、区長さんにお越しいただいて、取組状況をご報告申しあげて検討していただくというようなことを想定しております。また、4月下旬から5月中旬頃ということで「報告会」とございませうが、これにつきましては、この自治推進委員会の検討そのものが、自治基本条例に基づく取組の、市民の皆様に向けての情報発信になります。したがって、この報告会も、自治推進委員会主催という形で、特に、パブリックリレーションズに関する講演となっておりますが、矢島委員にご協力をいただきながら開催させていただき、その内容等を踏まえて、第3回以後の審議に活用していただければと思っております。

また、第3回の主な内容の二つ目に、「情報共有の効果的手法に係る委員からの提案など」とございませうが、先ほどの説明にありましたように、市民委員の皆様からは当初の応募のときに小論文という形でご提案をいただいている内容もございませうし、そういった内容についてこのあたりでご説明をいただいて、皆様の中で考えていただくということでございませう。実際の審議状況は、その都度変わっていくと思しますので、柔軟に対応できればと思っておりますが、一連の流れとして、実際には、第4回から第6回まであたりが、報告書のとりまとめに向けての実質的な審議になると考えております。

さらに、調査審議の進め方のところにいくつか書いてございませうが、事務局としての考え方を示しておりますけれども、具体的にこういうことを調査審議していきたいというご要望があると思ひますし、関係者から報告をすると申し上げておりますけれども、関係者から実際に中身の報告を受けたいという要望があれば、要望に沿って対応していきたいと思っております。そういった内容についてご意見等をいただければありがたいと思ひます。

小島委員長 いかがでしょう。特に、全体の7回プラスフォーラムについては、まだ動いていく中で変更があります。基本的な役割や調査審議事項、あるいは委員会としての情報発信、そのあたりについての質問はありますでしょうか。こういうことをやったらいいということは第2回目の委員会以

後も出てくると思いますが、今の時点でどうでしょうか。

梅本委員 前回麻生区の区民会議を傍聴させていただきまして、とっても活発なご意見を伺いました。

私は麻生区ですので傍聴は簡単にできますが、次回の審議事項にもありますけども、他の区にも傍聴に行きたい場合、特に、制限があるということはなく自由に参加していいですか。

総合企画局長 この委員会もそうですし、区民会議もオープンになっていますので、自由に傍聴いただいて結構です。

梅本委員 会議のときに、こちらに専門の部署の方がいらして説明をいただくこともあるでしょうが、例えば、私たちがその課題について、実際に関係部署に行ってヒアリングをすることか、私たちが動いて調査をすることも、内容によっては可能なのかと思っています。その可能性は今後あるのでしょうか。

小島委員長 それをこの委員会でやると他の課題について調査審議することができなくなるので、委員会以外にお話を聞きたいということはあるかも知れないですね。

総合企画局長 全7回というのはこの委員会としての基本的なスキームでして、皆様いろいろお忙しい部分もありますから、これを基本として、例えば、梅本さんが言われたような特定の分野でいろいろ知りたいということはそれぞれに工夫をしていただき、委員会としてやるとなると、半数以上が参加しないといけないとか一応ありますので、そのところは、委員会の本来業務に関係することであれば工夫はさせていただきたい。特に、地域の問題は関係者が大勢いるわけですよ。市民活動をしている人もそうですし、町内会や自治会がきちんと地域社会を支えている部分もありますから、それが今どういう問題を抱えているか、そういう問題をこちらにきちんと情報があげられることはやっていきたいと思います。場合によってはこちらに来ていただくこともあるでしょうし、整理をして、結果をお持ちして説明することもある。いろいろなやり方で対応させていただきたいと思います。

小島委員長 区民会議の雰囲気をつかみたい、私たちは肌ではわかっていないので、行って話を聞かせてということはあるでしょう。他の方はいかがでしょう。

牛山副委員長 設置要綱の中の文言だけではわかりづらいところがあります。自治運営の基本原則に基づく制度等の構築状況、実施状況、課題等についての調査検討ということですが、例えば、仮に、住民投票制度の構築の検討をされているわけですよ。その中でいろいろ出てくる可能性があると思うんですが、それに対してこの委員会として意見を述べるとか、調査をすることがあり得るのか。あるいは、この第1期の調査審議事項に書かれている内容については、これから議論をして進めていくのかなと思いますし、市長もそれについて踏襲するといったことでお話をされていたと思いますが、その裁量といたしますか、幅はどのようなイメージを持っていたらよろしいのでしょうか。

小島委員長 住民投票制度の検討委員会は終わったわけですよ。委員会が終わったので、報告書が出てこれから具体的な詰めですよ。その詰めの段階がどうなっているのか。制度検討委員会は終わっていますので、そこから条例化に向けてどういう詰めが行われているのか。

牛山副委員長 この要綱はかなり広く書いてあるイメージがあるんですよ。

自治政策部主幹 自治推進委員会の役割として自治基本条例全体の進行を促すというときに、非常に幅広く捕らえられる部分がありますが、いわゆる個別の部分で申しますと、住民投票制度で言えば、住民投票制度自体の個別の検討委員会ができていて、具体的な中身を検討しているわけです。これは住民投票制度に限らず、例えば、情報公開条例であれば情報公開制度の運営審議会というものが、条例に基づく具体的な中身については審議をしています。私ども事務局として考えておりま

すのは、他の分野の審議会と屋上屋を重ねるような議論は避けたいというのが基本です。ただ、自治推進委員会としては、そういった取組がどう進んでいるのか。例えば、先ほど委員長がおっしゃったように、住民投票制度については、検討委員会として報告書は出ておりますけども、それが具体的に制度化されていくには、まだ少し時間がかかる状況です。そういったものがどういう風にして進んでいるのかについては、この自治推進委員会の中でぜひ確認していただいて、全体として自治基本条例が推進されている状況をこの委員会の中で確認していただきたいという風に思います。

個別の制度の具体的な中身をこの自治推進委員会で検討していくことになると、まったく他の審議会と重なることになってしまいます。

小島委員長 この自治基本条例は自治運営全般にかかわるわけですね。情報公開制度は審議会があるし、協働については検討委員会がある。ただ、その全般を網羅的に見渡しているところはどこもないわけです。この役割は、資料3の第1期の調査審議事項の にあること、これは第1期に限らず、全部を網羅している、全部を見ているのはここしかないわけであって、第1期は実質は1年ちょっとですが、自治基本条例に基づくさまざまな動きがある中を全体的に俯瞰しながら、つまり進行管理ということでしょうか、これは当然行政の内部にあるわけですから、第三者機関として全体がどう動いているか進行管理を促していく、これが一つの大きな役割かと思えます。個々の制度の細部の検討については、該当する審議会や検討委員会があればそれはそこでやることですが、ある種、自治基本条例に基づいて市政全体がどう動いているかということ、市が市民に対して説明責任を果たさないといけない、その責任を果たさせる役割を担うわけです。その点で言うと、資料6にありましたが、これは自治基本条例に基づく制度構築が動き出していますということですね。ただ、これはあくまでも今日の段階ですから、これをもう少し、しっかり充実したものを作っていただく。内容と簡単になっていますが、もしかしたら右の方に課題が出てくるかもしれないですし、そういったものをしっかりと作っていただくように私たちが背中を押す、その資料は、市民への説明にもなるわけです。

ポイントは「制度等」となっている、これは微妙なところ。これは目玉になる大きな制度のことですが、もう少し、制度という言い方はしないかもしれませんが、その他の取組ですね。あるいは、自治基本条例には権利規定があり、その権利を実現するための政策はすべてなのですが、自治基本条例に書いてある権利を推進するために非常に重要な施策、サービス、あるいは実験的な取組、制度ではないですけども、参加を進めるための実験とか、そのようなものが制度「等」の中に入ってくるわけです。それがどれだけあるか全体を鳥瞰する。市は制度を構築、実施していただかないといけませんし、私たちは、それを促さないといけません。その中で、どこの審議会も扱ってないような、例えば、情報公開制度審議会でも、情報共有について全部やっているわけではなくて、実はこういうことも必要なんじゃないかということが出てきたら、それは市長に提言して願います。あらゆることにわたって一年で細部にわたってはできませんから、もしその中で、特にこれについては突っ込んでということがあれば、それは第1期の重点的なテーマにしていくこととなります。

例えば、住民投票制度について重点テーマにしようとしても、まだそれは動いてないですから、最後の制度の詰めの状況を待つしかない。動いているものについては、第1期は重点的に見てみようということとはできます。全体を見渡しながら、重点的なものも見えていくわけです。

総合企画局長 資料3の3「第1期の調査審議事項」ということで二点挙げています。今、委員長さんからお話がありましたように、全体を俯瞰してその中から出てくる課題なり提言というのが、一つ

あります。この後に、資料 7 でその辺を説明させていただきたいと思います。もう一つは、ある程度自治基本条例の制度に基づいて制度構築がされつつあるわけですが、今、お話がありましたように、住民投票条例は、現在、制度の構築を図っている最中ですが、大きな区民会議やいろいろな仕組みというのでもできあがってきて、運用がスタートしているわけです。想定されたものが現実的にスタートする中で、本当に想定した通りに動いているのか。あるいは何か課題があるのか、もう少しこういう風にやったらもっとうまく回るのではないかとかあるのだと思うのです。その中でひとつ、自治基本条例ができて、市の行財政運営の憲法という形にあるわけですが、自治基本条例を市民が本当にどこまで知っているかという、まだまだ限られておりますし、市の職員でも基本条例という言葉は聞いているけれども、それがどのような仕組みをきちんと理解しているかと言いますと、職員の中でもまだまだかも知れないですね。そういった意味では、二番目にある情報共有だとか、そのためにどのような仕掛けをしていくかも、第 1 期の中では大事な視点かと思っています。そういったことについても、いろいろな意味でご意見をいただければと思っております。

牛山副委員長 委員のお三方がこの自治基本条例の策定にかかわられて、この委員会の設置の提言をされて、行政の方でもそれを受け止めてということかと思うんですが、伺っていてよくわからないのは、委員長がおっしゃった全体を俯瞰して何かあったら言うていくという部分が、先ほどの説明で屋上屋を重ねるわけではないよという点です。かといって隙間を埋めるわけでもないですね。ないところをやるわけでもない。だけど、委員長のお話だと、全体を見て何かあったら、場合によっては運用を始めている制度については、ここをこうした方がいいという場合もあるわけですね。そうすると、情報公開制度など、制度にはいろいろな委員会がある中で、そこに対して、あるいはそこがかかわっているものに対して言うこともあり得るというわけですね。そこがよくわからない。どういうイメージで委員会の設置を条例の中で定めたのかというのがわからない。

小島委員長 私の記憶が正しければ、条例の中ではまさに自治基本条例の進行管理です。本来は自治体が自らやるべきことなのですが、進行管理を促していくということが基本的にやるべきことです。

竹井委員 資料 6 でいろいろな制度等の構築状況を言っていますけれども、早くて平成 17 年度、18 年度は、条例が出来てから、まだ 1、2 年のことなので、これはしっかりやってくださいという段階かなと思います。私も中原区の区民会議に参加していますが、試行を含めて 2 年くらいを経た段階です。ようやく今年度から正式に始まって 3 回の区民会議を開催し、3 月に 4 回目があります。ようやくこんなものかということを理解して、来年度から本格的な議論になるのかなと思います。これは中原区だけではなくて、他の区の区民会議の委員と話をしても大体同じような状況だと思えます。

また、この資料 6 に挙がってこない項目の中で、あまり施策的に扱われていないものについて、今どうなっているかについても、この場所でできれば審議したい。

もう一つは、検討委員会の中での話になってその扱いはいろいろあると思うんですが、検討委員会の中でも十分に積みきれなかった項目なり、条文には全部反映されていない項目とか、そういった項目があったと思うんです。それでこの推進委員会が必要だという中の一つには、そういうものについても議論する場が必要だね、ある意味条例の見直しということも入ると思うんですが、そういうこともできればこの場所で議論できたらいいなと思います。

この資料の説明では、収まったところは収まっていますが、これに収まっていないところがいろいろあるので、それについて逆に膨らませていくことも、1 年、2 年では難しいこともあるけども、視野に入れておかないといけないのかなと思います。

小島委員長 私も先ほど申し上げたように、制度等となっていますから、資料では今 8 項目挙がってい

ますけども、本当は8項目ではなくて10項目、権利実現のための施策の話になればもっと出てくる可能性がある。できるだけその項目を全部カバーしないといけない。

条例ができて約2年ですぐ憲法調査会的に見直しに入るかどうかは分かりませんが、基本原則ということから言えば、こういうことが足りないのではないか、あるいは将来的にはこういうことが条例の中で装備した方がいいということが出てくるかも知れない。ただ、第1期、第2期、第3期と続きますから、きちんと第1期でやって、それをきちんと次の第2期に送るということで、第1期で全部完璧にはできませんから、第1期できちんとやって、それで残された課題は第2期に送るわけです。

後は、実際に区民会議がいろいろ問題があって、もう一回きちんと機能するように検討しないとイケないとなったら、ここなのか、あるいは区民会議についてきちんと検討する委員会を、それに関する適切な人材を集めて別途検討委員会をやった方がいいのかということとは当然であろうかと思えます。住民投票制度について、何か個別制度についてちゃんと検討しないとイケないというのであれば、それをここで、この1年の全7回の中ではやりきれない。そうすると、ここでは頭だしをしておいて、きちんと検討する場を別途作っていただくしかないのかなという気もします。

牛山副委員長 これからの新しい制度として運用することに異論があるわけではないんですが、自治が推進しているかどうかは非常に難しい問題ですよ。個別の制度はどんどん動いていて、しかもそこではかなり専門家を入れて専門的な制度設計をしているわけですよ。それに対して、この委員会が言うべきこととか、やるべきこと、あるいは権限ですよ、そういったものについてがっちりしてなくてもいいんだけどイメージだけでも少しつかんでおかないと、私たちが何をやるかというのがわからない。例えば、今存在しない制度の隙間を埋めるというならそれはそれでわかりやすいと思いますし、何か問題が挙がってきているものについて指摘するとかね。市長に対して提案、答申をするときのイメージをもう少し明らかにしていただくと、回数が少ない中で、考えるべきことが明確になるかな。もしかしたら作られたお三方にはもう少し具体的なイメージがあるのかも知れないので聞かせていただければということです。

小島委員長 まず全体を見るプロセスがないので、まずそこをちゃんと見る。そこからもしかしたらニッチがあるかも知れないし、ないかも知れない。

その中からどこの委員会も対象にしないような課題が出てきたとすれば、この7回の中でやって次に送る。まず全体を見渡すプロセスをやる。それをやる場所はどこにもないんですよ。それがまずここで、全体を見渡す。その中からどこの委員会も、どこの審議会も対象にしないような課題が出てきたとするならば、それはここで、この7回の中である程度やって、次に送る。あるいはちゃんとその専門委員会を作っていただくということだと思えます。まず全体を見渡すプロセスを最初にやるということでしょうね。

総合企画局長 その通りだと思います。実は、自治基本条例に基づいて、後付で自治基本条例に入ったというものもあります。資料7を見ていただくと、それまで自治に関してできている個別の制度もなべて、自治基本条例ができたということで、例えば、第24条の情報公開については、きちんとした制度で、自治基本条例制定前から川崎市にはありますし、これについての審査ですとか議論する場もございます。全体が時系列になっておりますが、第22条くらいから自治基本条例に基づいてできてきた制度ですね。区民会議条例が制定されて、区民会議は今動いています。第30条に基づくパブリックコメント手続条例ができましたが、これについて審議する委員会は今のところはないわけです。つまり、専門的に審議する委員会はございませんので、そういった材料についてはご提示し

ながら議論していただきたいと私どもとしては思っています。住民投票制度についても今検討中です。右側の方を見ますと、区における総合行政の施策は第 21 条の趣旨に基づき作ったものでして、これが実際に第 21 条の趣旨に沿っているかどうかも審議していただきたい。要綱の公表も今検討しております。多分 7 月頃には公表予定ですが、これは情報共有、第 27 条に則った制度という位置付けですね。情報共有の手法等の整備というのは、実は要綱の公表だけではないはずでして、その 1 つの要綱の公表については今年の 7 月には公表する段取りになっています。そういう、既に既存の委員会等で審議されているものではなくて、新たに作ったものであるとか、趣旨に基づいて作っているけれども要綱の公表だけでいいのかとか、こういったことをこの委員会の中で審議していただきたいなど事務局としては思っています。

小島委員長 例え、情報共有ということ言えば、第 27 条です。情報公開制度や個人情報保護制度についての個別の審議会において、審議しているわけですが、それらの個別の審議会では、要綱公表等の議論、審議はやっていないんですよね。情報共有について、情報公開制度運営審議会もその審議を行うはずの一端を担うはずではあるわけですが、そこでは要綱の話というのは出てきていない。だから、落ちたもの、重要なんだけど検討する場がどこにもないというものがたくさんある。

区は総合的なサービスの拠点であり参加・協働の拠点であるとして書いてあるけれど、区民会議の参加の側面とそれを受けた総合行政がきちんと結びついているのか、また、総合行政に関する規則、手続の話ですが、それをきちんとやって、区長さんとしては仕事をやりやすくなっているのか、そのような課題点はありますね。

牛山副委員長 例え、仮の話ですが、情報公開条例が今われわれが議論している中で、自治基本条例で求めているような内容になっていないとしたら、ということはあるわけですか。その審議会に対して、ご検討してほしいとか言うことはあり得るわけですか。

吉田委員 「調査審議をするにあたって関係者等から」とあるので、まずは、運営されている行政の方々からの話もありますが、例えば、区民会議なら実際に会議に参加している区民の意見を多方面から聞いてみたいと思います。

小島委員長 参加のシステムは、下手をするとすぐ空洞化してしまいますから、そこに参加している方々が有意義であるという感覚をもって議論に参加しているか、そうじゃないと形式的にだんだんここに出てもしょうがないなと思うようになってくると形骸化してしまうわけですね。その実態の情報を把握したいと思いますね。

それからもう一つ皆さま方にお聞きしたいのが、 は全体を見渡しながら何かポイントをつかみ、ただポイントをつかむときには、第 1 期にやりきれなければ第 2 期に送るということですが、 の自治基本条例に基づく市の取組状況を市民に情報発信し共有するための効果的な手法の考え方等に関することについてはどうですか、この役割は。

は、私たちはある意味、川崎市に対して説明責任を負わせる立場ですね。 は川崎市と市民の間に私たちが立つそんな感じがあります。

矢島委員 良いか悪いかは別にして、の方がわかりやすい感じがしますね。どういうことをするのかというのが。

吉田委員の方が難しい気がします。

小島委員長 下手をすると川崎市の PR マンになりますよね。

矢島委員 実際どういう手法なのと言われると、なかなか難しく大変かなと思うけれど、言っている

意味はわかる。そういう意味では、の方がわからない。

小島委員長 これからそこも詰めていかなければいけないと思うんです。とにかく経験がないので、やりながら詰めるわけです。

矢島委員 これもある程度具体的な事象について話し出すとわかってくるのではないかなという感じがしますね。

竹井委員 もう一つは何を持って効果があったかというのもしっかり話しておかないと、単に宣伝しておしまいになってしまう。情報発信をして自治基本条例をわかって、理解していただいて、じゃあどういう効果があったのか。

小島委員長 効果もすぐ出てくるものとじわじわと出てくるものといろいろありますからね。

とにかく先ほど竹井さんが話されたように、自治基本条例を作ったけれども、市民はもちろん、市職員も本当のことを言うと、話しをするとちゃんと読んだこともないという職員の方もいるわけです。そういう状況というのは、どう考えるかは大きな課題になります。ここは本当に第1期ですから、これ自体を模索しながら進めていくということではいかがでしょうか。今日、こういうことのでがっちり行こうと言っても難しい。

自治政策部主幹 おそらくの部分については、何について、どう審議していくのかという具体的な部分の中身が見えていないところがあります。第2回目の委員会以後、区民会議等具体的な課題について報告をし、その中に見えてくる課題があった場合に、この委員会として審議する部分がおそらくは出てくるであろうと思っています。そういった中で、委員会の役割がより見えてくる、そうできればと事務局も思っております。

小島委員長 いずれにしても、資料6が今の段階で、主な制度はこう始まったよという書き方ですけども、主な制度だけでなくもっと項目もこれだけあるし、内容、それに伴う課題、効果がどこに見えるかわかりませんが、いずれにしても自治基本条例がこう使われています、ここまできたけどまだ課題もありますという資料がきちんとできている。それができなければ、市民に説明しようがない。それを時間をかけながら作っていく。

もう一つはスケジュールで、審議と同時に報告会を行う。第2回目の委員会の後に、矢島委員を中心に市の職員向けに報告をいただくと同時に、最後の方で、ここで検討した結果を市民の皆様にフォーラム等で報告をする、正規の委員会は大体こんなイメージです。

それ以外に、必要な情報収集のための部会とまでは言いませんが、出て行って話を聞いたりする、そういう機会は入ってくる。全員の予定を合わせるのには難しいですから、少人数でも現場を見る機会を持つ。今の段階ではこの程度です。これからお気づきになった点があれば、事務局に申し出ていただきたい。

牛山先生がおっしゃったように、委員会の機能が実は私も見えない。皆様が自治基本条例を作ったときには、この委員会は大体進行管理をするんだよというイメージは見えたんですが、じゃあ具体的に何をやるのかは私たちにも見えていないところがあるので、そこは皆様と一緒にだんだん見据えていければと思います。

7. 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について自治政策部主幹 資料6では、自治基本条例が施行された後の取組ということを基本にして説明しましたが、資料7はそれ以前から取り組まれているものも踏まえて、自治基本条例の趣旨に基づき、制度の全体像がどういう風になっているかを想定して、まだまだ不十分な形ではありますが、目に見える形で作ってみたいという意

図の下で事務局で作成したものです。とくに右側の上の枠内については、条例に直接規定されている制度について記述をしてございまして、下の枠内には直接的に条例に書かれていない趣旨に基づく制度等について記載をしています。

今後、先ほどの各委員からの発言にもありましたように、必ずしも資料 6 に記載されていることだけではないと思いますし、この資料 7 にも書かれていない部分もありますので、そういったものについて、特にこの委員会の中で調べていきたいという部分も出てくるかと想定されます。それらについては、この資料を充実させていくという中でご発言をいただければと思っています。おそらく最終的に報告書としてまとめる段階では、この自治基本条例に基づく取組の全体像がどういう風になっていくのかということ自体をお示ししていかないといけないと事務局では考えています。この資料 7 は、その元になる資料という位置づけでございまして。今後ご審議いただく中で、この資料 7 についても充実をさせていきたいということでございまして。

小島委員長 資料 6 と関わりますが、ご意見はいかがでしょうか。

矢島委員 私は皆様と比べると自治に関してあまり実は勉強も知識もない状況で参加しています。資料 7 を見て思うのは、左上の自治の基本理念、その下の基本原則を読むと、最初、市民の自治ということで、「力を合わせて地域社会の課題を自ら解決していきます」というような理念、目標があって、それを実現するために条例があり、その条例に基づいて四角のものがあるのかなという感じがするんですが、何となく地域社会の課題を自ら解決して、うまく自治が進む、自分たちの手で地域社会が成り立つというようなこと、そういう比較的ソフトウェア的のことと、この図式とが違和感を覚えるところがあるんですね。例えば、比較的区民会議は何となく、僕も実は区民会議がどういうことをやっているかわかりませんが、少なくとも言葉のニュアンスからすると区民会議というのは地域社会とわりあいフィットするんですが、その他のものはよくわからないなという感じです。

小島委員長 そうでしょうね。そこは、自治基本条例ができる前に作った制度もあるし、それ以後できたものもありますが、主要な制度だけを列挙していますから、区民会議ですとそこで議論して、そこがアクションまでもっていきこうということなので、手をとりあって、平たい言葉で言えば「ご近所の底力」ですね、そういうようなことを含んでいる。市民感覚からすれば、これだけじゃないんじゃないのというものがあるわけですよ。それは先ほど竹井さんが言ったように、市民から見たらあれはどうなっているのというところは、ちゃんと押さえないといけませんね。

竹井委員 例えば、今のお話に関連する条例だと、第 8 条の「事業者の社会的責任」とか第 9 条の「コミュニティの尊重」など、こういうものを使って、どう地域で課題解決していくのか、そういうことはどう進めていくのかという話ですが、そこはまだ資料 7 や 6 には出てこない。

小島委員長 例えば、企業の社会的責任（CSR）がありますが、川崎市の自治基本条例では、市民の中に事業者が入ってますよね。ですから、企業市民というか事業者市民として自治基本条例に位置づけている。さらに、川崎市はグローバルコンパクトに登録して、パートナーシップ型でさまざまな事業者が入っている。もちろんそれは、まだ手をつけた段階ですが、そういうことも当然この中で出てきてもいいわけです。先ほど申し上げたように制度だけではなくて、条例で規定されている定義規定や責務規定にかかわる主要な取組、重要な取組そういったものも当然出てきた方がいいし、そうじゃないと市民感覚ではないですね。これは市の方から提示したメニューだよというイメージになっている。

吉田委員 きれいにおさまるかどうかわからないのですが、条例が何条かある中で、第 1 条については、こういう制度がありますといった一覧でできるものなのではないでしょうか。それとも、何条と何条がから

みあっていて、簡潔な表にはしにくいものですか。

小島委員長 後ろの方の具体的な規定はできますけど、前の方は原則規定なので何条かにわたってありますね。でもなるべく市民にとってわかりやすい対照表のようなものを作る必要はあるでしょう。

総合企画局長 資料7は理念と原則とそれぞれ今規定されているものとその趣旨ということで、時系列的に今どういう状況か、制度化されているのか、検討中なのかを示している図です。これはただそういうことで情報を整理しているだけなので、地域課題を解決するための関連図というんですか、機能図があるともう少しわかりやすい。そこに行政機関がどうかかわりがあったり、議会がどうあったり、区民会議がどうあったり、区役所が入ってきてみたいなのというものはあるのではないかという気がします。その図の中で、この機能が弱いとか、あるいは欠けているんじゃないのかというようなことが見えてくるのかも知れません。

矢島委員 企業も一市民でCSRの観点からやってほしい、そういう力というのものも、市としては、われわれとしては期待している。それを実現するためにどのようなことが考えられるのか。つまり、企業と市民と市役所、そういったものが協力をどういう風にやっていったらいいのか、あるいはその呼びかけをどうしたらいいのか、企業に対して参加してほしいという呼びかけです。そういうことをわれわれが提言していくのが、最後の報告書という形なのかな。

小島委員長 それはありえると思うんですが、ただそれについては委員会がありますよね。

総合企画局長 CSRの勉強会ですね。

小島委員長 勉強会があって、こういう議論がされているということをちゃんと伝えるべきなんですよ。それは、自治基本条例でCSRの規定があって、じゃあ何をやっているの、グローバルコンパクトに登録しました、勉強会で検討していますということが伝わってないと、お題目の委員会になってしまう。それからもっと言うと、行財政計画だって効率性と書いてあるわけですからここはやっぱりやるべきだ。

梅本委員 それは必要だと思います。もしこの場でというのは難しいと思うので、各自持ち帰って、読みながら、自分なりに漏れている点やこういう風な表を作ってみたりとか、次回の会議の中で発表する機会があったり、という時間もいるかなと思います。

小島委員長 そこは協働作業で、市の方もバージョンアップするし、私たちもそこに入れ込む。どんどんこれをバージョンアップしていく。あとはおっしゃったように、参加の制度をやりましたよ、だけではだめで、実態がどうなっているのか。そこはちゃんとフォローしないといけない。

資料6は表で資料7は機能図ということなので、資料6と資料7は一体のものと考えてよい。

もし何かございましたら何うし、これについて、今日は本当の最初のたたき台なので、もうちょっとしっかりと作る。毎回の委員の議論を踏まえて、資料6、資料7の原型をしっかりとしていく。

資料3のスケジュールの中に、各委員からの提案、情報共有の効果的手法に関する提案とありますが、これは主に市民委員の方が中心ですかね。調査審議事項のにかかわる部分と理解してよろしいでしょうか。

竹井委員 提案の観点は、自治基本条例の情報発信という観点ではなかったもので、提案がそのまま、あてはまるという感じではないです。

小島委員長 これをご提案いただくのか、どうなんですか。

自治政策部主幹 ぜひご提案いただけるとありがたいです。必ずしも、市民委員の方だけではなく、学識者委員の皆様にもお願いします。

小島委員長 今日は第1回ということで、顔合わせとアバウトではありますが、今後の方向性を確

認したということです。今日の議論を確認させていただきます。

自治政策部副主幹 本日の委員会では資料3の本委員会の役割及び第1期の審議事項についてを中心に議論をしました。議論の中で、本委員会の方向性としては、自治基本条例の全体を見直し進行管理をする。個別の制度の細部についてはとりあえず入っていかない。全体を進行管理するということが確認されました。

それから全体を見てポイントをつかむ。もし第1期でできなければ第2期にまわすという意見がありました。また、調査の過程で関係者に出席を求めてヒアリングをするということも確認されました。資料6に挙がっていない事項についても今後審議事項の対象にしていきたいという意見がありました。3月の第2回目の委員会では区民会議の内容を中心に行っていきたい。場合によっては区長さんに来てもらうという意見がありました。4月、5月に矢島委員にお願いして講演会を開催することも確認されました。第3回目の委員会では委員の方から情報共有の手法について提案をいただくことも確認されました。今後、資料7については情報を充実しまして、自治基本条例の全体像を固めていきたいということでございます。

小島委員長 資料6の審議事項を増やすということですが、資料6あるいは資料7の項目を増やすというのは、できる限り網羅的に、市民感覚でもって説明責任を果たせるように、網羅的に見ていく。そういう意味です。

ここにお呼びする方、あるいはこちらから出かける場、これはかなり押し迫ってからですと調整が難しいので、今の段階で、資料7からこういう方にご報告いただきたい、あるいは梅本さんからお話がありましたけど、区民会議に行ってみよう、現場を見てみようという要望をどんどん、第2回目の委員会の時でかまいませんから出していただき、この場は全員で聞くし、行くときには何人かで行くことになろうかと思いますが、そういう要望をどんどん出しましょう。第2回目までの間にですね。

総合企画局長 区民会議は3月の日程が決まっているところもありますから、皆様同じところにぱっと行くのは物理的に不可能でしょうから、たとえばそれぞれ分担して見ていただいて、どこの区ではこんなことをやっていたよということをそれぞれ行かれた方にご報告していただくのも結構なことかなと思います。

矢島委員 区民会議の途中でかまわないですが、こういうテーマでこういう検討をしているという何か書いたものを出していただきたい。

総合企画局長 18年度に本格実施をしまして、2回目から3回目になりますので、それぞれの区のテーマと取組状況を表にして提示するようにします。スケジュールの決まっているところについても提示するようにしましょう。

竹井委員 ちなみに中原区は3月14日(水)の14時からで、今年度3回やった内容を振り返りながら、来年どうしていくかを議論する予定です。

矢島委員 資料6で区民会議の開催の横に、内容ということで「区民の参加と協働により地域社会の抱える課題を解決するために、区民が主体的に話し合いをする場として区民会議を設置」と。そうすると、たとえば最近の会議では、簡単に言うとどんなことが話し合われているんですか。

竹井委員 前は1月にありましたが、商店街活性化の事例を二つ紹介していただいて、何が大変かとか、どういう取組をやっているかなどを話しました。その前は、小学校区単位で、最近物騒な事件もありますので、安心安全な子どもに対しての環境をつくるには、地域を含めてどういう取組をしているか、そんな話をしています。

矢島委員 そう言っていたくと区民会議のイメージが湧いてきます。そうすると、区民会議でそういうことをやっているのであれば、われわれが地域の課題を審議する必要はないですね。

小島委員長 それはない。

竹井委員 それが地域で、自主的に取組むことがうまくできていなければ、それを促すためにはどういう支援なり、どうい制度が必要かみたいなことは、やっぱりどこでもやっていなければ、この場でやった方がいいと思います。

小島委員長 区民会議がうまく機能しているかを見ることで、中原区の区の課題をここで議論することではない。それがどういう風に協働につながっているとかね。あるいは、川崎は特殊なケースですが、議員さんが参与として入っていると、かなりフォーラム的なものですけど。その会議の運営状況やとくに公募で入った方々がいきいきと議論しているのかどうか、それこそ情報共有で言えば、行政から情報が出ているか、参加の場で情報共有がきちんとされているかなどいろいろなことがあると思いますよ。他の区を傍聴したい。自分の区を大切に考えるのはいいですが、そうすると他の区が見えなくなっていくのか。

あとは、区民会議もそうですが、今、牛山先生と話をしたんですが、牛山先生は市民活動の支援委員会にいらっしゃったし、協働のルール委員でもあるし、早い時間に、第5回に出てきても残された時間がなくてしょうがないので、なるべく早い段階で今動いているものの情報をこちらに入れていただく。わからないものは質問もするし、説明ももらうし、あるいは聞きに行くということで、よろしくをお願いします。

毎回こうやって、今日は区民会議、次は協働とやっていると、結果的に第6回、第7回と来てしまうわけです。

自治政策部主幹 その点では、その回ごとに審議する部分のメリハリはありますが、全体像に関しての進捗状況ですとかそういった資料については、その都度出して報告します。

8. その他

事務局（野和田職員）から議事録の作成、ニュースレターの発行、次回の日程等について確認。

閉会（小島委員長）

以上